

原議保存期間	5年(令和13年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	5年(令和13年12月31日まで保存)

生 企 乙 達 第 7 1 号
令 和 8 年 5 月 2 9 日

関係所属長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

特定金属くず買受業関係事務処理要領の制定について（通達）

この度、特定金属くず買受業関係事務の適正な運用を図るため、別添のとおり「特定金属くず買受業関係事務処理要領」を制定し、令和8年6月1日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別添

特定金属くず買受業関係事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号。以下「法」という。）、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行令（令和7年政令第301号。以下「令」という。）、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則（令和8年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に基づく不利益処分の基準等に関する規程（令和8年石川県公安委員会規程第8号。以下「不利益処分規程」という。）、石川県公安委員会事務専決規程（昭和39年石川県公安委員会規程第1号）、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に基づき、特定金属くず買受業に係る届出その他の事務処理要領について必要な事項を定めるものとする。

第2 用語

この要領において使用する用語は、次のとおりとする。

1 主管課長

警察本部において、特定金属くず買受業関係の許可等事務を主管する課（以下「主管課」という。）の長

2 業務集約警察署

許可等事務の一部業務を警察本部へ集約している警察署

3 古物システム

古物営業管理業務に利用する警察共通基盤システム

第3 共通事項

1 届出書の提出部数等

(1) 届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）の提出部数は、正本1通とする。

(2) 添付書類は、過去3か月以内に作成されたものとする。

2 古物システムによる管理等

特定金属くず買受業の届出及び行政処分の情報については、古物システムにおいて一元的に管理するものとする。

3 古物システムの登録

届出書等を受理した警察署長は、古物システムに登録するものとする。ただし、業務集約警察署については、主管課が行うので、届出書等を主管課へ送付し、主管課は登録後、届出書等を受理警察署へ返送するものとする。

4 書類の管理等

各書類は、許可等事務担当者以外の者が正当な理由なくこれを閲覧することができないよう厳格に管理すること。

(1) 主管課

行政処分ファイルを備え付け、特定金属くず買受業を営む者に係る行政処分関係書類、通報書（別記様式第1号）及び行政指導に係る書類を管理するものとする。

(2) 警察署

ア 特定金属くず営業所等ファイル

- (ア) 特定金属くず営業所等ファイル（台帳）を備え付け、特定金属くず買受業者台帳（別記様式第2号。以下「台帳」という。）を作成し、届出書番号等順に編てつし管理するものとする。
- (イ) 特定金属くず営業所等ファイル（書類）を備え付け、管内に営業所等を置く特定金属くず買受業に係る届出書等を届出番号ごと、受理年月日順に編てつし、管理するものとする。

イ 削除台帳ファイル

削除台帳ファイルを備え付け、特定金属くず買受業を営む者が特定金属くず買受業を廃止したときは、当該特定金属くず買受業を営む者に係る営業開始届出書（規則別記様式第1号。以下「開始届出書」という。）の写し、台帳及び営業廃止届出書（規則別記様式第2号。以下「廃止届出書」という。）を編てつし管理するものとする。

ウ 各種営業失効書類ファイル

各種営業失効書類ファイルを備え付け、法第3条第2項に該当し、廃止届出書を提出した特定金属くず買受業を営む者に係る金属くず営業所等ファイル(書類)で管理されている書類を移管し管理するものとする。

エ 行政処分ファイル

行政処分ファイルを備え付け、行政処分関係書類及び行政指導に係る書類を管理するものとする。ただし、業務集約警察署については、主管課が行政処分に係る書類等の写しを送付するので、行政処分ファイルに編てつし、管理するものとする。

5 一覧表の作成

- (1) 警察署長は、管轄区域内の営業所等について、電子データによる一覧表を作成し、管理すること。
- (2) 一覧表には、次の項目を設けるものとし、必要に応じて追加するものとする。

ア 開始届出書受理年月日

イ 届出番号等

ウ 営業所の名称、所在地、電話番号及び電子メールアドレス

エ 営業者の氏名（法人の場合は、法人の名称及び法人代表者の氏名）

オ 特定金属くずの保管場所の所在地

カ 営業廃止届出書受理年月日

6 実態把握等

警察署長は、開始届出書の受理時に、営業廃止及び変更事項が生じた場合の届出義務を営業者に教示するとともに、管内の営業実態の把握に努め、開始届出書に記載された事項に変更が認められた場合や営業実態がないと認められた場合は、営業者に必要な指導をすること。

第4 各届出の受理

1 営業開始届出

(1) 使用様式

開始届出書

(2) 受理警察署

営業所ごとに当該営業所の所在地を管轄する警察署が受理する。ただし、二以上の営業所について開始届出書を提出する場合は、当該営業所のうち、いずれか一の営業所の所在地を管轄する警察署に提出することができるものとする。

(3) 添付書類に関する留意事項

ア 「営業所の平面図」は、建築確認申請時に提出する図面等に、出入口の位置、特定金属くずを買受ける場所等の必要な事項を記載したものとする。

イ 営業所の敷地内に特定金属くずを保管する場合は、営業所の平面図にその旨を記載することとし、営業所の敷地外に特定金属くずの保管場所を設けている場合は当該場所に係る平面図を提出することとする。

ウ 「営業所及び特定金属くずの保管場所の略図」は、営業所と特定金属くずの保管場所との位置関係が明らかとなるような略図をいう。

(4) 受理後の措置

ア 届出番号等の照会及び通知

警察署長は、開始届出書受理後に開始届出書に係る営業所を識別するための番号、記号その他の符号（以下「届出番号等」という。）を主管課長に照会し、届出者に当該届出番号等を通知すること。

イ 届出番号等の管理

主管課長は、届出番号簿（別記様式第3号）により届出番号等、受理日、特定金属くず買受業者、営業所所在地及び受理署を管理すること。

届出番号等は、最初に石川県の2桁コード番号、次に開始届出書の提出を受けた西暦年の下2桁、次に年ごとの4桁の一連番号を付して、合計8桁の番号とする。

ウ 台帳の作成及び管理

警察署長は、台帳を作成し、開始届出書受理年月日順に編てつして保存すること。

以後、変更があった場合は、別記様式第2号（続用紙）に必要事項を記載して管理するものとする。ただし、業務集約警察署については、台帳の作成のみ主管課が行い、以後の変更等の管理は業務集約警察署で行うものとする。

エ 登録及び書類の管理

警察署長は、古物システムの登録を速やかに行うとともに、営業所等ファイルにより書類を管理するものとする。ただし、業務集約警察署については、古物システムの登録を主管課が行い、主管課は登録後、開始届出書等を受理警察署へ返送するものとする。

2 営業廃止届出

(1) 使用様式

廃止届出書

(2) 受理警察署

営業所ごとに当該営業所の所在地を管轄する警察署が受理する。ただし、二以上の営業所について廃止届出書を提出する場合は、当該営業所のうち、いずれか一の営業所の所在地を管轄する警察署に提出することができるものとする。

(3) 受理後の措置

警察署長は、古物システムの登録を速やかに行うとともに、台帳は削除台帳ファイルに、廃止届出書及び添付書類は、各種営業失効書類ファイルに保存すること。ただし、業務集約警察署については、古物システムの登録を主管課が行い、主管課は登録後、廃止届出書等を受理警察署へ返送するものとする。

(4) 留意事項

営業所の所在地が変更となった場合（区画整理等で営業所の「場所」の変更はないものの住居表示が変更となった場合は除く。）は、変更届出ではなく、営業廃止届出を行った上で新たに開始届出をするものとする。

3 届出事項変更届出

(1) 使用様式

届出事項変更届出書（規則別記様式第3号。以下「変更届出書」という。）

(2) 受理警察署

営業所ごとに当該営業所の所在地を管轄する警察署が受理する。ただし、二以上の営業所について変更届出書を提出する場合は、当該営業所のうち、いずれか一の営業所の所在地を管轄する警察署に提出することができるものとする。

(3) 受理時の措置

警察署長は、変更届出書の記載状況及び添付書類の有無を確認すること。

(4) 受理後の措置

警察署長は、古物システムの登録を速やかに行うとともに、変更届出書受理の都度、台帳に届出年月日及び変更内容を記載し、その経緯を明らかにしておくこと。ただし、業務集約警察署については、古物システムの登録を主管課が行い、主管課は登録後、変更届出書等を受理警察署へ返送するものとする。

第5 立入検査等

1 報告の要求

法第13条第1項の規定に基づく報告の要求は、次のとおり行うこと。

(1) 要求する内容は、法の目的の範囲内であり、かつ、当該営業に関する指導監督に必要な事項に限ること。

(2) 要求の手続は、特定金属くず買受業の業務に関する報告要求書（別記様式第4号）により実施すること。

(3) 要求は、原則、1事案につき1回とすること。ただし、期限内に報告がない場合又は内容が不明確な場合は、再度要求し、指導監督の徹底を図ること。

2 立入検査

(1) 目的

法第13条第1項の規定に基づく立入検査は、特定金属くず買受業の実態を把握するとともに、その他の法定義務の遵守状況を検査することを目的とする。

(2) 実施上の留意事項

- ア 生活安全部門の職員又はその指示監督を受けた者が行うこと。
 - イ 身分証明書（規則別記様式第4号）を携帯し、これを関係者に提示すること。
 - ウ 営業時間中に行うこと。
 - エ 犯罪捜査のために認められているものではないことを認識すること。
 - オ 関係者に対する言動には十分注意すること。
 - カ 営業所の責任者又はこれに代わるべき者の立会いを得て行うこと。
- (3) 立入検査を実施した場合は、特定金属くず買受業立入検査票（別記様式第5号。以下「立入検査票」という。）を作成し、警察署長に報告すること。ただし、業務集約警察署については、立入検査は原則、主管課で行うものとするが、業務集約警察署において実施することを妨げるものではない。
- なお、主管課が立入検査を実施した場合は、立入検査票を作成し主管課長に報告すること。

第6 行政処分

1 行政処分の上申

警察署長は、法に基づく行政処分を行う必要がある法令違反行為を認知した場合は、行政処分上申書（停止、指示）（別記様式第6号）に資料を添え、警察本部長に上申するものとする。

2 聴聞及び弁明の機会の付与

行政処分を行う場合は、行政手続法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則に基づき行うものとし、警察署長は、公安委員会から発せられた聴聞通知書又は弁明通知書を当該特定金属くず買受業者に交付するとともに受領書（別記様式第7号）を徴収して主管課長に送付するものとする。

なお、警察署長は、当該業者から弁明書の提出期限までに応答がなかった場合は、その旨を書面で警察本部長に報告すること。

3 行政処分の基準等

- (1) 行政処分の指示、営業停止命令の基準等は、不利益処分規程の定めるところによるものとする。
- (2) 指示の執行は、当該行政処分を受ける者（以下「被処分者」という。）に対し指示書（別記様式第8号）を、営業停止命令の執行は、被処分者に対し営業停止命令書（別記様式第9号）を主管課長又は警察署長が交付するとともに受領書を徴収して主管課長に送付するものとする。

4 行政処分に対する警察署長の処理

- (1) 台帳の行政処分歴及び備考欄に処分内容等を記載すること。
- (2) 行政処分の執行結果をおおむね1か月以内に確認し、行政処分結果確認報告書（別記様式第10号）により警察本部長に報告すること。

5 古物システムへの登録

主管課長は、行政処分を執行した場合、その結果を古物システムに登録するものとする。

6 業務集約警察署における運用

業務集約警察署については、4(1)の台帳の記載のみ行うものとする。

別記様式第1号（第3関係）

第 号 年 月 日	
公安委員会 殿	
公安委員会 (公印省略)	
通 報 書	
盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第11条又は第12条の対象となる事案について、次のとおり通報する。	
1 法第3条第1項及び規則第1条第4項に掲げる事項	(1) 氏名又は名称 (2) 住所 (3) 営業所の所在地 (4) 特定金属くず買受業を営もうとする者が法人である場合には、その代表者の氏名 (5) 営業所の名称 (6) 営業所の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報 (7) 特定金属くずの保管場所の所在地

2 届出年月日	年 月 日
3 届出番号等	
4 当該違反行為をした者に関する事項	
5 当該違反行為をした年月日	年 月 日
6 当該違反行為の内容	
7 添付書類の目録	
8 通報元担当者	警察本部 課 警電 職 名 氏 名
9 通報を受けた者	上記のとおり通報を受けた。 年 月 日 警察本部 課 階級 氏名

注：記載欄が不足する場合は、行を挿入し、又は別紙を用いること。

特定金属くず買受業者台帳

届出番号等			
営業開始 届出年月日		営業廃止 届出年月日	
営 業 者	法人	所在地 商号又は 名称	電話番号
	個人 (代表者)	本(国)籍 住 所 氏 名 生年月日	電話番号
営 業 所	名称 所在地 電話番号 電子メール アドレス		
保 管 場 所	所在地		
行政処分歴			
備 考			

第 年 月 号
日

殿

石川県公安委員会

特定金属くず買受業の業務に関する報告要求書

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第13条第1項の規定により、報告を求めます。

- 1 報告事項
- 2 報告期日
- 3 報告先

不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、裏面に記載のとおりです。

(裏面)

不服申立て及び取消訴訟に関する教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第5号（第5関係）

特定金属くず買受業立入検査票

実 施 者	所属・職名 氏名 所属・職名 氏名
実施年月日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
届出番号等	年 月 日 第 号
届出名義人	
立入検査場所	<input type="checkbox"/> 営業所 <input type="checkbox"/> 保管場所 名 称： 所在地：
検 査 区 分	検 査 事 項 検 査 結 果
営 業 の 実 態	営業の実態はあるか。（廃業・休業・移転） <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
氏名等の表示	公衆の見やすい場所に氏名・届出番号等を表示しているか。 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
変 更 の 届 出	変更事項があった場合は届出をしているか。 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
相手方の本人確認 （自然人）	買取り等の際の相手方確認方法は適正であるか。 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	<input type="checkbox"/> 本人確認書類の提示（対面取引） （ <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他「 <input type="checkbox"/> 」） <input type="checkbox"/> 本人確認書類の写真＋顔写真の送信を受ける方法 （非対面取引） <input type="checkbox"/> 本人確認書類の I C チップ情報の送信＋顔写真を受ける方法 （非対面取引） <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ）
相手方の本人確認 （法人）	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 又は <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 申告（法人名称・本店所在地）＋登記情報の送信を受ける方法 （＋転送不要郵便（非対面の場合のみ）） <input type="checkbox"/> 申告（法人名称・本店所在地）＋国税庁法人番号公表サイトで確認 （＋転送不要郵便（非対面の場合のみ）） <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ）
	本人確認記録を文書又は電磁的記録で作成しているか。 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
本人確認記録の作成等	本人確認記録等は適正に行っているか。 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	本人確認を行った者の氏名 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	本人確認記録の作成者氏名等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	本人確認書類等の提示等を受けた日 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	本人確認記録を3年間保存しているか <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

取引記録の作成等	取引記録を文書又は電磁的記録で作成しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	取引記録等は適正に行っているか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	買受けの相手方の氏名又は名称	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	買受けの期日及び時間	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	買い受けた特定金属くずの特徴、量及び価額	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	買受けに係る代金の支払方法（口座への振込み によるときは口座番号等も記録）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
警察官への申告	買受けに係る特定金属くずが盗品に由来するものである疑いがある場合は警察官へ申告しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

別記様式第6号（第6関係）

		第 年 月 日
石川県警察本部長 殿		長
行政処分上申書（停止、指示）		
営業者	住所又は法人所在地	
	商号、名称又は氏名 (法人代表者の氏名)	
開始届出年月日		
届出書受理番号		
営業所	所在地	
	名称	
適用法条		
違反事実の概要		
処分上の意見		

別記様式第7号（第6関係）

年 月 日

石川県公安委員会 殿

(住所)

(氏名)

受 領 書

指示書 石川県公安委員会指令生企第 号

営業停止命令書 石川県公安委員会指令生企第 号

聴聞通知書 生企第 号

弁明通知書 生企第 号

上記のとおり受領しました。

石川県公安委員会指令生企第 号

指示書

住所

氏名又は名称 殿
(法人にあつては、代表者の氏名)

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第11条の規定により、次のとおり指示する。

違反事項

指示事項

理由

年 月 日

石川県公安委員会 印

不服申立て及び取消訴訟に関する教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

石川県公安委員会指令生企第 号

営業停止命令書

住所

氏名又は名称 殿
(法人にあつては、代表者の氏名)

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第12条の規定により、次のとおり特定金属くず買受業の停止を命ずる。

停止の範囲

停止の期間 年 月 日から 日間
年 月 日まで

処分の理由

年 月 日

石川県公安委員会 印

不服申立て及び取消訴訟に関する教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第 10 号（第 6 関係）

第 号
年 月 日

石川県警察本部長 殿

長

行政処分結果確認報告書

年 月 日付け、石川県公安委員会指令第 号による行政処分の結果を確認した状況は、次のとおりであるから報告する。

記

被処分者	住所又は法人所在地	
	商号、名称又は氏名 (法人代表者の氏名)	
営業所	所在地	
	名称	
確認結果		
備考		